

## 確定拠出年金規程

社会福祉法人国立保育会

(総則)

第1条 この規程は、確定拠出年金制度に基づくライフプラン給付の取り扱いを定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、法人に使用される全ての者とする。

- 2 前項に該当する者であっても厚生年金保険の被保険者でない者については、本規程の適用を受けないものとする。

(確定拠出年金の加入者)

第3条 第2条に該当する者のうち満60歳未満の厚生年金保険の被保険者は、確定拠出年金制度への加入を希望しない者を除き、確定拠出年金制度の加入者とする。

- 2 確定拠出年金制度への加入を希望しなかった者であっても、その後毎月1日に加入者となることを希望した場合には、そのときから確定拠出年金制度の加入者とする。
- 3 確定拠出年金制度への加入を希望しない者に対しては、加入者でない期間(この規程施行日以降に限る)中、1ヵ月あたり55,000円を給与選択金として毎月支給し、第6条は適用しない。
- 4 確定拠出年金制度の加入者となった者は、確定拠出年金制度からの任意脱退はできない。

(ライフプラン給付)

第4条 法人は、ライフプラン給付として月額 55,000円を設定する。

(確定拠出年金の掛金)

第5条 確定拠出年金の掛金は法人が拠出するものとし、加入者ごとの毎月の掛金額(「基準給与」という)は、「1,000 円」から「55,000 円」までの金額より加入者が選択した額(1,000 円単位)とし、毎月1日に変更することができる。ただし、確定給付企業年金加入者については、「55,000 円－他制度掛金相当額」を上限額とする。

- 2 休職期間(法人都合の場合は除く)中及び育児・介護休業期間中で無給となる期間については、掛金の拠出及び次条に定める給与選択金の支給を行わない。
- 3 勤続3年未満での自己都合退職等に係る事業主返還は行わないものとする。

(給与選択金)

第6条 法人は、第4条に定めるライフプラン給付から前条第1項に定める掛金額を控除した額を、給与選択金として毎月支給する。

(その他の事項)

第7条 この規程に記載のない確定拠出年金に関する事項については、あいおいニッセイ同和総合型野村プラン企業型年金規約及び確定拠出年金法その他の関係法規によるものとする。

- 2 この規程は、関係諸法規の改正、経営状況及び社会情勢の変化等により必要がある場合には、従業員と協議の上、見直すことがある。

附 則

1. この規程は、平成31年3月1日から施行する。
2. この規程は、役員についても準用するものとする。
3. この規程は、令和7年4月1日から施行する。